

上水道・下水道

上水道

上水道料金 (問①)

1か月(検針日から検針日までの間)の使用量の料金です。

◆水道料金の計算

例) 13mmのメーターで30㎡使用の場合

0～10㎡	1,265円(基本料金・税込)
10～30㎡	2,640円(@132円×20・税込)
合計	3,905円(1円未満切り捨て)

◆水道料金の減免

天災その他の災害を受け、支払能力がないと認められた方や、避けがたい事故などにより漏水があった場合などには、市の指定給水装置工事事業者が修繕した場合に料金の全部または一部が免除されます。

ただし、融雪などに使用したための使用量の増加による減免はありません。

水道使用などの申し込み (問①)

使用の中止や廃止を行う場合は手数料として1,100円(税込)が請求されます。

使用開始	水道を開栓し使用する場合、届出が必要
使用中止	水道を閉栓し使用を止める場合、届出が必要
使用者変更(名義変更)	継続して水道を使用するが、使用者が変更となる場合、届出が必要
使用廃止	家屋の取り壊しなどにより、水道を使用しなくなった場合は、事前の届出と給水装置の撤去(撤去にかかる費用は自己負担)が必要

水道の新設・改造・修繕 (問②)

市では、適正な給水装置工事の施工を確保するために、指定工事店制度をとっており、給水装置

工事は、指定給水装置工事事業者以外は施工できません。

指定給水装置工事事業者が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

漏水および白濁 (問②)

- 検針票の使用水量がいつもより多い、水道メーターが常時回っているなどの場合は、漏水の可能性あります。至急、指定給水装置工事業者に連絡し点検・修理してください
- 給水管の凍結破損を防ぐため、防寒対策を講じてください
- 漏水時には、水道メーター横にある止水栓で水を止められます。積雪時でもメーターの場所がわかるようにしてください
- ※ 水道管などの事故のときは勝山市指定の緊急当番店(☎090-5682-4746)へ連絡してください
- ※ 水を透明な容器(ガラスコップ)にとり数秒間静置すると底部から徐々に透明になることがあります。このような白濁現象は空気の混入によるもので安全です

下水道 (農業集落排水)

下水道使用料 (農業集落排水処理施設使用料) (問①)

1か月の下水道等使用料は、水道使用水量・井戸使用水量に応じた使用料と、量水器使用料(井戸の場合のみ)の合計額です。

◆下水道使用料の計算

(例) 30㎡ご使用の場合(井戸なし)

0～10㎡	1,353円(基本料金・税込)
10～30㎡	2,860円(@143円×20㎡・税込)
合計	4,213円(1円未満切り捨て)

◆下水道使用料の減免

天災その他の災害を受け、支払能力がないと認められた方や、避けがたい事故などにより多量の漏水があった場合などには、市の指定給水装置工事事業者および下水道排水設備指定工事店が修繕した場合に使用料の全部または一部が免除されます。

ただし、融雪などに使用したための使用量の増加による減免はありません。

問①上下水道課 庶務・管理普及係 ☎88-8109 問②上下水道課 上水道係 ☎88-8109

排水設備の新設・増設・改築（問①）

市では、適正な排水設備工事の施工を確保するために、指定工事店制度をとっており、排水設備工事は、下水道排水設備指定工事店以外は施工できません。

下水道排水設備指定工事店が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

水洗便所など改造資金融資あっせんおよび利子補給（問②）

公共下水道および農業集落排水の処理区域の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事、市が浄化槽区域と定める地域で浄化槽を設置する工事にかかる改造資金の融資をあっせんし、市が定める上限利率以内の利子全額を利子補給として交付します。

ただし、融資は市税等の滞納がないことが条件となっています。

融資の限度額は300万円、償還期間は84か月以内の月賦償還となります。

取扱金融機関は、福井銀行、福邦銀行、越前信用金庫、北陸銀行、福井県農業協同組合の市内にある各支店と北陸労働金庫奥越支店です。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金（問②）

市内の定められた地区で合併処理浄化槽を設置する方に補助します。補助金の額は次のとおりです。

7人槽の場合

○合併処理浄化槽設置区域（指定区域・特別区域）
88万2,000円

○公共下水道・農業集落排水の認可区域でおおむね7年以上供用開始が見込めない区域（必要区域）
44万1,000円

○くみ取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、くみ取り槽・単独処理浄化槽の撤去費（上限9万円）および宅内配管工事費（上限30万円）が上記補助金の額に上乗せされます

新型コロナウイルス感染症関連 水道料金・下水道使用料などの納期限延長（問②）

新型コロナウイルスによる影響で、納付が難しい方の納期限を延長します。まずはご相談ください。

すまい・環境

すまい

市営住宅・定住促進住宅の入居（問③）

◆入居者資格

市営住宅

次のすべての条件を満たしている方。

①基準の収入を超えないこと

※公営住宅法上の世帯の月額所得が15万8,000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯、高齢者（60歳以上）のみの世帯、障がい者の方（障がい者手帳の級が一定以上）がいる世帯、18歳未満の者が3人以上いる世帯は、公営住宅法上の世帯の月額所得が21万4,000円以下であること

②同居者がいること（一部条件付で単身入居可）

※現に同居し、または同居しようとする親族がある方。ただし、世帯を故意または不自然に分離（合併）する方の申し込みはできません

③現在、住宅に困っていること（持ち家のある方は原則として申し込みできません）

④諸税（市税など）を滞納していないこと

定住促進住宅

次のすべての条件を満たしている方。

①勝山市に定住するため住宅を必要とする者

②現在、住宅に困っていること（持ち家のあるは原則不可）

③諸税（市税など）を滞納していないこと

市営住宅・定住促進住宅 共通事項

- ・暴力団員または同居しようとする親族が暴力団員である場合は入居不可
- ・婚姻予定の方は挙式の3か月前から入居可
- ・連帯保証人が1人必要

◆入居申し込み

①市営住宅入居申込書または定住促進住宅入居申込書（営繕課にあります）

②住民票（入居者全員、本籍・続柄入り）

問①上下水道課 下水道係 ☎88-8109 問②上下水道課 庶務・管理普及係 ☎88-8109
問③営繕課 建築・住宅政策係 ☎88-8128